見 積 参 考 資 料

香南市

（金抜）														

農　第07058号

高知県　香南市　野市町母代寺

竹ノ内堰機能保全計画策定委託業務　実施設計書

履行日数　180 日

令和 7年 8月 1日　積算単価適用

単価適用地区　中央東土木事務所　１地区（南部地区）

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な委託費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではない。
・ 入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて土木設計等業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

委託概要	起工又は変更理由
現地調査及び試験（頭首工）　一式	
機能診断業務　一式	

	FROM	TO
図面番号	－	－
整理番号	－	－

特　記　仕　様　書

第１条　共通仕様書の適用について

本業務は、「高知県土木設計標準共通仕様書」並びに（農林水産省農村振興局制定）「農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゴム堰）」」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第２条　個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報等の取り扱いの有無については、着手前に受発注者間で協議すること。

なお、個人情報等取扱特記事項に基づく各種報告書等については、業務計画書に添付すること。

参考）個人情報保護制度に関するアドレス：

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html

別記　個人情報等取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取り扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　受注者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第３　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

２　業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

３　業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所等の特定）

第４　受注者は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

２　受注者は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

３　受注者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

４　受注者は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

（従事者に対する教育）

第５　受注者は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第６　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（再委託の禁止）

第７　受注者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という 。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

（１）再委託を行う業務の内容
（２）再委託の期間
（３）再委託の相手方
（４）再委託が必要である理由
（５）再委託で取り扱う個人情報等
（６）再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
（７）前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
（８）再委託の相手方の監督方法
（９）その他発注者が必要があると認める事項

特　記　仕　様　書

２　受注者は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

（１）再委託先

（２）再委託をする業務の内容

（３）再委託の期間

（４）再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）

（５）再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法

（６）その他発注者が必要があると認める事項

３　受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

４　受注者は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報等の取り扱いに関する責任を負うものとする。

５　受注者は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第８　受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取り扱いに関する事項を明記しなければならない。

２　受注者は、発注者に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（収集及び保管の制限）

第９　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

２　受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第10　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

２　受注者は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて発注者が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（提供の求めの制限）

第11　受注者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（複写、複製及び作成の禁止）

第12　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

２　受注者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（個人情報等の適正管理）

第13　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。

（２）特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。

（３）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。

（４）発注者の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。

（５）個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。

（６）個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の

特　記　仕　様　書

正確性について、定期的に点検すること。

（７）作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。

（８）個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（９）インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、発注者が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。

（１０）前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

（外的環境の把握）

第14　受注者は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（資料等の返還等）

第15　受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

２　受注者は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

（報告義務）

第16　発注者は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、受注者に報告を求めることができる。

（検査及び調査）

第17　発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取り扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により行うものとする。

２　発注者は、前項の目的を達成するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

３　発注者は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取り扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者に対して調査を行うことができる。

４　発注者は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

（事故報告）

第18　受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

２　受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

３　発注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第19　発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（履行義務違反に伴う指名停止措置）

第20　発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県建設工事等指名停止措置要綱（平成17年8月26日高知県告示第598号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、発注者は受注者又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

（損害賠償）

特　記　仕　様　書

第21　受注者は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

第３条　管理技術者・照査技術者

管理技術者

１　次のいずれかに該当する者。

（１）技術士法（昭和５８年法律第２５号）による技術士とし、農業部門で選択科目を「農業農村工学（農業土木）」又は建設部門で選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするもの並びに総合技術管理部門で選択科目を「農業-農業農村工学」又は「建設-鋼構造及びコンクリート」とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

（２）一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（ＲＣＣＭ）資格試験に合格し、同協会に備える「ＲＣＣＭ登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「農業農村工学（農業土木）」又は「鋼構造及びコンクリート」とする。

（３）建設コンサルタント登録規程第３条第１号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「農業農村工学（農業土木）」又は「鋼構造及びコンクリート」とする。

（４）農業水利施設機能総合診断士の資格を得ている者。

２　管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。傷病、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の了承を得なければならない。

照査技術者

１　照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

第４条　業務の内容

１　本業務は、昭和55年に設置された竹ノ内堰について機能保全計画を策定するものである。

（１）機能保全計画

①業務準備

調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。

②事前調査（資料調査・問診調査）

施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。施設管理者から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題を把握・整理する。

③施設機能の検討

資料調査及び問診調査を基に、安全性、水利的な機能及び環境面からの要求機能について整理し、診断の重点を設定するほか、要求機能を満足するための要求性能を設定する。

④施設の影響度評価

事前調査及び現地踏査を基に、施設の影響度を評価する。

⑤性能低下要因の推定

事前調査及び現地踏査結果を基に、性能低下の推定を行う。また、環境（水質又は周辺環境）条件による性能低下の可能性があるか推定する。

⑥水利・水理機能検討

現況の概略水利・水理機能検討を行う。

⑦構造検討

荷重条件の変化及びコンクリート推定強度において、変状が確認されたコンクリート構造物の現状の強度・荷重条件で概略の構造計算を行い、施設の安全性について検証を行う。

⑧現地調査（定点調査）計画の作成

事前調査、現地踏査及び施設の影響度等を勘案し、現地調査（定点調査）の範囲・調査地点の密度及び調査手法を設定する。

⑨詳細調査計画立案

詳細調査が必要な施設について詳細調査計画の立案を行う。

⑩健全度評価

調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。

⑪性能低下予測

性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。

⑫管理水準の設定

性能低下予測の結果を基に、構造の安全率、施設の影響度及び経済性を踏まえ、各施設の管理水準を設定する。

特　記　仕　様　書

⑬機能保全対策の検討

施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせて対策シナリオを複数作成する。

⑭機能保全コストの算定

対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し、比較する。（コスト算定のために必要な数量計算、設計図面作成を含む。）

⑮機能保全計画の策定

機能保全コストを最小とすることを基本とした上で、施設影響度を踏まえたリスクや、環境との調和、維持管理の容易さ等、多様な側面も総合的に検討し、機能保全計画を策定する。なお、状況監視等を継続する必要があると認められる施設については、経年劣化変化状況把握などのための施設監視計画を作成する。

⑯農業水利ストック情報データの入力及び登録

上記の作業において作成した資料により水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。

⑰点検取りまとめ

各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。

（２）現地調査

①現地踏査

事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。

②近接目視

現地踏査により決定した調査地点において、目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変状等計測、周辺観察等を含む）するとともに、スケッチを作成する。

③コンクリート強度推定調査

リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定することで強度を推定する。

④鉄筋探査

コンクリート供試体採取位置又ははつり調査位置の特定のため、鉄筋探査器により鉄筋位置・かぶりの探査を行う。

⑤中性化深さ調査（ドリル法）

コンクリートドリルにより削孔し、その削粉を用いて中性化深さを測定する。（NDIS3419）

第５条　打合せ等

１　設計業務の打合せ（対面）は、業務着手時、中間打合せ（３回）、成果品納入時の合計５回とし、管理技術者と調査職員が行うものとする。

第６条　その他

１　その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量設計費					
地質調査業務(一般)					
機能診断業務費					
純調査費					
直接調査費					
直接人件費･機械経費	式	1			明細表　第1号
直接業務費					
諸経費	式	1			
地質調査業務(一般)価格					

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
設計業務					
機能診断業務費					
設計業務費					
直接人件費					
直接人件費	式	1			明細表　第2号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
一般管理費等	式	1			
設計業務価格					

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
委託業務価格					
消費税相当額					
合計					

明細表　第　1号
直接人件費・機械経費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
現地踏査 点的構造物	施設	1			単価表　第 1 号
近接目視 点的構造物 作業対象面積=337.60 m2	式	1			単価表　第 2 号
ｺﾝｸﾘｰﾄ強度推定調査	測点	1			単価表　第 3 号
鉄筋探査	箇所	1			単価表　第 4 号
中性化深さ調査(ﾄﾞﾘﾙ法)	箇所	1			単価表　第 5 号
1　式　　当り					

明細表　第　2号
直接人件費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
打合せ 中間打合せ:3 回	業務	1			単価表　第 6 号
機能診断 頭首工、機場 別紙、施工単価条件一覧表(明細表 第2号-002)参照	施設	1			単価表　第 7 号
1　式　　当り					

単価表　第　1号　　現地踏査 点的構造物

単価表

（　　2　）

1　施設　当り

金額：　　内容：

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
主任技師	人	1.0			[1] 人件費
技師(A)	人	1.0			[1] 人件費
機械経費 1.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 0.4 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	（	2	施設　当り		）
	（	1	施設　当り		）

単価表　第　2号　　近接目視 点的構造物

単価表

（　1　）

金額：　　内容：作業対象面積=337.60 m2

1　式　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
技師(B)	人	0.842			[1] 人件費
技師(C)	人	0.842			[1] 人件費
技術員	人	0.842			[1] 人件費
機械経費 3 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	（	1	式　当り		）
*** 施工条件 *** 作業対象面積　：作業対象面積=337.60 m2					

単価表　第　3号　　ｺﾝｸﾘｰﾄ強度推定調査

単価表

（　　20　　）

金額：　　内容：

1　測点　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
技師(C)	人	1.0			[1] 人件費
技術員	人	1.0			[1] 人件費
機械経費 10 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	（	20	測点　当り		）
	（	1	測点　当り		）

単価表　第　4号　　鉄筋探査

単価表

（　　25　　）

金額：　　内容：

1　箇所　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
技師(C)	人	1.0			[1] 人件費
技術員	人	1.0			[1] 人件費
機械経費 30 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	（	25	箇所　当り		）
	（	1	箇所　当り		）

単価表　第　5号　　中性化深さ調査(ﾄﾞﾘﾙ法)

単価表

(　　12　　)

1　箇所　当り

金額：　　内容：

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
技師(B)	人	1.0			[1] 人件費
技師(C)	人	1.0			[1] 人件費
機械経費 10 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	12	箇所　当り		)
	(	1	箇所　当り		)

単価表　第　6号　　打合せ

単価表

（　　1　　）

金額：　　内容：中間打合せ:3 回

1　業務　当り

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
主任技師	人	2.5			人件費
技師(A)	人	2.5			人件費
技師(B)	人	2.5			人件費
	（	1	業務　当り		）
*** 施工条件 *** 中間打合せ回数　　：中間打合せ:3 回					

単価表　第　7号　　機能診断 頭首工、機場

単価表

（　10　）

金額：　　内容：頭首工 ,1業務準備=1 ,2事前調査 ,2-1資料調査=1 ,2-2問診調査=1 ,3施設機能検討=1 ,5性能低下要因推定=1 ,10健全度評価=1 ,11性能低下予測=1

1　施設　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
主任技師	人	27.7			人件費
技師(A)	人	63.4			人件費
技師(B)	人	84.2			人件費
技師(C)	人	46.8			人件費
技術員	人	17.7			人件費
	（	10	施設　当り		）
	（	1	施設　当り		）

*** 施工条件 ***

対象工種	:頭首工
1業務準備	:1業務準備=1
2事前調査	:2事前調査
2-1資料調査	:2-1資料調査=1
2-2問診調査	:2-2問診調査=1
3施設機能の検討	:3施設機能検討=1
5性能低下要因の推定	:5性能低下要因推定=1
10健全度評価	:10健全度評価=1

単価表　第　7号　　機能診断 頭首工、機場

単価表

（　10　）

金額：　　内容：頭首工，1業務準備=1，2事前調査，2-1資料調査=1，2-2問診調査=1，3施設機能検討=1，5性能低下要因推定=1，10健全度評価=1，11性能低下予測=1

1　施設　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
11性能低下予測　：11性能低下予測=1 12管理水準の設定　：12管理水準設定=1 13機能保全対策の検討　：13機能保全対策検討=1					
15機能保全計画の策定　：15機能保全計画策定=1 16農業水利ｽﾄｯｸ情報ﾃﾞｰﾀの入力及び登録：16水利ｽﾄｯｸﾃﾞｰﾀ入力･登録=1 17点検取りまとめ　：17点検取りまとめ=1					

施工単価条件一覧表

名称・規格・条件
明細表　第２号-002　機能診断 頭首工､機場 頭首工 ,1業務準備=1 ,2事前調査 ,2-1資料調査=1 ,2-2問診調査=1 ,3施設機能検討=1 ,5性能低下要因推定=1 ,10健全度評価=1 ,11性能低下予測=1 ,12管理水準設定=1 ,13機能保全対策検討=1 ,15機能保全計画策定=1 ,16水利ｽﾄｯｸﾃﾞｰﾀ入力･登録=1 ,17点検取りまとめ=1

諸　経　費　計　算　情　報

単価適用年月日	令和 7年 8月 1日
単価適用地区	中央東土木事務所　１地区(南部地区)
■地質調査業務(一般)	
業務委託料の積算	建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄに委託する場合
電子成果品作成費(地質調査市場単価)	計上しない
施工管理費(地質調査市場単価)	計上しない
電子成果品作成費(弾性波探査業務)	計上しない
電子成果品作成費(地すべり調査)	計上しない
旅費交通費の率計上有無	計上する
安全費地域	計上しない
安全費率	0.00
まるめ区分	万円まるめ（業務価格100万円以上）
■設計業務	
業務委託料の積算	建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄに委託する場合

諸　経　費　計　算　情　報

電子成果品作成費	計上しない
旅費交通費の率計上有無	計上する
業務区分	設計業務
まるめ区分	万円まるめ（業務価格100万円以上）